

京都市消防局訓令甲第10号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局火薬類取締法違反処理規程を次のように定める。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防局火薬類取締法違反処理規程

(目的)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、火薬類取締法（以下「火取法」という。）に関する法令違反（以下「違反」という。）について、その迅速かつ適正な処理を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反処理 警告、命令、許可の取消し、告発又は代執行により、違反の是正を図るための行政上の措置をいう。
- (2) 警告 違反の事実が認められる事項について、当該違反行為をした者又は当該違反に係る施設の関係者（以下「関係者等」という。）に対して当該違反の是正を促す意思表示をいう。
- (3) 命令 火取法の規定に基づき、関係者等に対して強制的に違反の是正を促す意思表示をいう。
- (4) 許可の取消し 火取法の規定に基づき、許可の効力を将来に向かって消滅させる意思表示をいう。
- (5) 告発 刑事訴訟法の規定に基づき、違反の事実を捜査機関に申告し違反者の訴追を求める意思表示をいう。
- (6) 代執行 行政代執行法第2条の規定に基づき、義務者が履行すべき行為を命令者自らが行い、又は第三者に行わせ、当該行為に係る費用を義務者から徴収することをいう。
- (7) 催告 命令の違反者に対して当該命令事項の履行を督促する意思表示をいう。

(8) 履行期限 警告事項又は命令事項の履行に必要な合理的な期限をいう。

(違反処理の区分)

第3条 違反処理は、次に掲げる区分による。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 許可の取消し
- (4) 告発
- (5) 代執行

(実施主体等)

第4条 火取法に基づく違反処理は、消防局長（以下「局長」という。）が行うものとする。

2 局長は、社会公共の安全を確保するため、違反について総合的に情報を把握するとともに、これらを精査し、違反処理の厳正かつ公平な執行に努め、積極的に違反の是正を行うものとする。

3 局長は、違反処理の適切な措置の時機を把握する等、違反処理の進行管理を適正に遂行するものとする。

(違反処理の留意事項)

第5条 局長は、次に掲げる事項に留意して違反処理を行わなければならない。

- (1) 違反処理は、公共の安全を確保するため、火薬類による災害が発生したときに想定される被害の程度及び違反の内容に着目し、時機を失することなく厳正かつ公平に行うものであること。
- (2) 違反処理を行った事案については適時に、状況の確認を行い、その是正に努めること。

(違反処理の基準)

第6条 局長は、別に定める火薬類取締法違反処理基準により違反処理を行うものとする。

(違反の調査等)

第7条 消防職員（以下「職員」という。）は、火取法に係る違反処理に該当すると認められる事案を発見し、又は聞知したときは、速やかに局長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた局長は、必要があると認めるときは、直ちに消防局予防部指導課の職員に違反の調査を命じるものとする。

3 前項の規定により調査を命じられた職員は、速やかにその結果を局長に報告しなければならない。

4 職員は、違反の調査に際し関係者等に対して質問を行った場合は、必要に応じ、その結果を記録しておかなければならない。

(処理方針の決定)

第8条 局長は、違反処理に当たっては、あらかじめ処理の方針を決定しておくものとする。

(違反処理の記録)

第9条 局長は、違反の内容を常に把握するため、違反処理について必要な事項を記録しなければならない。

2 局長は、違反処理を行ったときは、その都度、当該違反処理の過程を検討し、必要な事項を記録しておかなければならない。

(警告)

第10条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命令又は告発に係る前段的な措置として警告を行うものとする。

(1) 違反の事実について関係者等の具体的な是正の意思が認められないとき。

(2) 違反の事実が明白で、かつ、火薬類による災害が発生するおそれ大きいと認めるとき。

2 前項の警告は、警告書（第1号様式）により関係者等に対して行うものとする。ただし、緊急に措置する必要があると認めるとき、又は違反事項が速やかに是正されると認められるときは、局長は、口頭で警告することができる。

3 前項ただし書の場合において、局長は必要に応じ事後に警告書を発行するものとする。

(命令)

第11条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命令を行うものとする。

(1) 前条の規定により警告した事項が履行期限を経過してもなお履行されない場合において、火薬類による災害の防止及び公共の安全の確保のため特に必要があると認めるとき。

(2) 違反の内容が命令を必要とするとき。

2 前項の命令は、命令書（第2号様式）により関係者等に対して行うものとする。ただし、緊急に措置する必要があると認めるときは、局長は、口頭で命令することができる。

3 前項ただし書の場合において、局長は原則として事後速やかに命令書を発行するものとする。

4 局長は、第1項の命令のうち、停止又は制限を課す命令について、命令事項の一部が履行されたこと等により、当該命令を解除する要件が満たされたと認める場合は、速やかに命令を解除するものとする。

5 前項の規定による命令の解除は、命令解除通知書（第3号様式）を交付することにより行うものとする。

(誓約書)

第12条 局長は、第10条第2項本文及び第3項の規定により警告書を発行した場合は、必要に応じ誓約書（第4号様式）を徴するものとする。

(催告)

第13条 局長は、第11条の規定により命令を行った場合は、命令事項の進捗状況を適時に把握し、履行期限を経過してもなお是正されていないときは、必要に応じ催告書（第5号様式）を交付して履行の促進を図るものとする。

(許可の取消し)

第14条 局長は、許可の取消しを行う場合は、速やかに許可取消書（第6号様式）を作成し、関係者等に交付するものとする。

(告発)

第15条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、告発を行うものとする。

(1) 第10条の規定により警告した事項が、履行期限を経過してもなお履行されない場合で、特に必要があると認めるとき。

(2) 第11条の規定により命令した事項が、履行期限を経過してもなお履行されない場合で、必要があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるとき。

2 前項の告発は、違反関係書類、現場の写真その他必要な資料を添付したうえ、告発書（第7号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口

頭で告発することができる。

(代執行)

第16条 局長は、命令、告発その他の方法によっては、履行の確保ができず、特に必要があると認めるときは、代執行を行うものとする。

2 局長は、代執行を行う場合は、次に掲げる事項のうち必要と認めるものについて、事前に措置するものとする。

- (1) 代執行責任者の指名及び代執行実施担当者の編成
- (2) 作業を請け負わせる者との契約の手續
- (3) 必要な経費の概算額の見積り
- (4) 警察その他関係機関への協力の依頼
- (5) 居住者又は占有者に対する立退きの勧告
- (6) 関係者に対する除去物件の引渡しの通告
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項

3 前2項の規定により代執行を行うときは、次に掲げる文書を作成するものとする。

- (1) 戒告書（第8号様式）
- (2) 代執行令書（第9号様式）
- (3) 代執行責任者証（第10号様式）
- (4) 代執行費用納付命令書（第11号様式）
- (5) 行政代執行実施に伴う協力について（第12号様式）
- (6) 行政代執行の戒告について（第13号様式）
- (7) 除去物件引渡通知書（第14号様式）

4 代執行に要した費用の徴収は、京都市会計規則第27条第1項本文に規定する納入通知書により行うものとする。

(弁明の機会を付与する場合の手續き)

第17条 行政手續法（以下この条において「手續法」という。）第13条第1項第2号及び京都市行政手續条例（以下この条において「手續条例」という。）第14条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与に関する必要な手續きは、手續法、手續条例その他別に定めがあるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 手續法第30条又は手續条例第29条の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書（第15号様式）により行うものとする。

(2) 前号に規定する弁明の機会の付与通知書においては、次に掲げる事項について教示するものとする。

ア 弁明は、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出することにより行うこと。

イ 弁明するときは、証拠書類等を提出することができること。

ウ 代理人を選任し、当該代理人に弁明に関する一切の行為を行わせることができること。

エ 代理人を選任したときは、書面により証明しなければならないこと。代理人が資格を失ったときも、同様とする。

(3) 局長は、前号に規定する弁明書の提出があったときは、弁明の内容を審査し、不利益処分又は不利益処分の留保を決定するものとする。市長に弁明書の提出があったときも、同様とする。

(送達)

第18条 局長は、次に掲げる文書を発行するときは、被送達者に直接交付するとともに、受領書（第16号様式）を徴するものとする。

(1) 警告書

(2) 命令書

(3) 許可取消書

(4) 戒告書

(5) 代執行令書

(6) 代執行費用納付命令書

2 前項各号に掲げる文書を受領の拒否その他の理由により直接交付することができない場合は、郵便法第44条に規定する配達証明又は内容証明の郵便物として郵送するものとする。

3 被送達者の住所又は居所が明らかでないため前項の規定によることができない場合であって、特に必要があると認めるときは、文書の内容を京都市条例の公布等に関する条例第6条の規定により公示するものとする。

(教示)

第19条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行政不服審査法（以下この条において「審査法」という。）及び行政事件訴訟法（第6号を除く。）の定め

るところにより必要な教示をするものとする。

- (1) 命令書により命令するとき。
- (2) 許可取消書により許可を取り消すとき。
- (3) 戒告書により代執行の戒告をするとき。
- (4) 代執行令書により代執行の通知をするとき。
- (5) 代執行費用納付命令書により費用の納付を命じるとき。
- (6) 審査法第82条第2項の規定に基づき、利害関係人から請求があったとき。

(施行の細目)

第20条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

発消 第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

京都市消防局長 印

警告書

所在地又は行為の場所

名称又は行為の内容

施設区分

上記 について、別紙（下記）のとおり履行するよう警告する。

なお、当該警告事項に対する是正計画を記入した誓約書を、 までに京都市消防局長に提出すること。

教示

この警告に従わない場合、火薬類取締法 の規定に基づく命令を行う（以下の根拠条項 に基づき命令を行う）ことがある。

- | | | |
|---|--|---|
| { | <ol style="list-style-type: none">1 命令を行使し得る根拠となる法令の条項2 前項の条項に規定する要件3 当該権限の行使が前項の要件に適合する理由 | } |
|---|--|---|

(住 所)

(氏 名) 様

京都市長 印

命令書

所在地又は行為の場所

名称又は行為の内容

施設区分

上記 について、 と認めるので、火薬類取締
法 の規定に基づき下記のとおり命令する。

なお、この命令に従わないときは、火薬類取締法 の規定により こ
とがある。

記

1 命令事項

2 命令の理由

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。


第3号様式（第11条関係）

発消 第 号
年 月 日

(住 所)

(氏 名)

様

京都市長 

命令解除通知書

所在地又は行為の場所

名称又は行為の内容

施設区分

上記 年に係る、 年 月 日付け京都市達消第 号による
命令については、下記の理由によりこれを解除する。

記

解除の理由

第4号様式（第12条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）京都市消防局長

住所

氏名 ⑩

年 月 日付け発消 第 号の警告書により下記の についての火薬類取締法令違反事項を是正するよう警告されたことについては、下記の是正計画のとおり履行します。

記

- 1 所在地又は行為の場所
- 2 名称又は行為の内容
- 3 施設区分
- 4 是正計画

第5号様式（第13条関係）

発消 第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様


京都市長 印

催告書

あなたは、 年 月 日付け京都市達消第 号命令書をもって命令した事項について履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

(住 所)

(氏 名) 様

京都市長 

許可取消書

あなたの する下記 (年 月 日 許可)
は、火薬類取締法 違反と認めるので、同法 の規定に基づき許可を取り
消す。

記


- 1 施設区分
- 2 所在地又は行為の場所
- 3 許可年月日及び許可番号
- 4 違反事実

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。
また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

発消 第 号
年 月 日

様

京都市長 

告発書

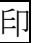
下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条
- 3 犯罪事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 意見

(住 所)

(氏 名) 様

京都市長 

戒告書

所在地又は行為の場所

名称又は行為の内容

許可年月日及び許可番号

施設区分

上記 について、火薬類取締法の規定に基づき 年 月 日付け
京都市達消第 号命令書により 年 月 日までに するよう命
令したが、いまだ履行されていない。

ついては、 年 月 日までに履行されないときは、行政代執行法第2条
の規定に基づき、代執行により上記 を するので、同法第3条第1
項の規定に基づきこの旨あらかじめ戒告する。

なお、上記代執行に要する費用は、同法第2条の規定に基づきあなたから徴収する。


教示

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。

また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

京都市達消第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

京都市長 

代執行令書

所在地又は行為の場所
名称又は行為の内容
施設区分

行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、上記 の
の代執行について、下記のとおり通知する。

記

- 1 代執行日時
- 2 代執行責任者の職及び氏名
- 3 代執行に要する費用の概算見積額

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

代執行責任者証


（代執行責任者）

階級

氏名

上記の者は、 年 月 日付け代執行令書京都市達消第 号をもって通知した代執行責任者であることを証する。

年 月 日

京都市長 

京都市達消第 号
年 月 日

(住 所)

(氏 名) 様

京都市長 印

代執行費用納付命令書

行政代執行法第5条の規定に基づき、 年 月 日付け代執行令書京都市
達消第 号により通知し、 年 月 日に実施した代執行の費用を下
記により納入することを命令する。

なお、下記の期日までに納入されないときは、行政代執行法第6条第1項の規定に
基づき、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

記

1 納入すべき金額

金 円

2 納入方法

別添納入通知書によること。

3 納入期限


年 月 日

教示

この処分に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができる。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなる。また、この通知を受け取った日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできる（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となる。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。

発消 第 号
年 月 日

様

京都市長 

行政代執行実施に伴う協力について（依頼）


行政代執行法第2条の規定に基づき下記のとおり代執行を実施する予定ですので、
について御協力をお願いします。

記

- 1 所在地又は行為の場所
- 2 名称又は行為の内容
- 3 施設区分
- 4 代執行の内容
- 5 代執行の予定時期
- 6 代執行責任者
- 7 連絡先

発消 第 号
年 月 日

様

京都市長 

行政代執行の戒告について（通知）

あなたが占有する下記の施設に係る の代執行について、別紙のとおり
戒告したから通知します。

については、速やかに（ 年 月 日までに）立ち退かれるよう勧告しま
す。

記

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 施設区分
- 4 構造及び規模

発消 第 号
年 月 日

(住 所)
(氏 名) 様

京都市長 印

除去物件引渡通知書

年 月 日付け代執行令書京都市達消第 号に基づく代執行により除去した下記の物件を 年 月 日までに引き取ってください。

なお、上記の期限までに引取りのない場合は、当該物件について適切な措置を採るので御承知ください。

追って、物件の引取りに当たっては、事前に京都市消防局予防部指導課（電話 ）まで連絡してください。

年 月 日付け代執行令書京都市達消第 号に基づく代執行により除去する下記の物件については、代執行作業終了後直ちにこれを引き渡します。

なお、引き取られない場合、当該物件については一切の保管責任を負いませんので念のため申し添えます。

記

- 1 物件の表示
- 2 引渡場所

発消 第 号
年 月 日

(住 所)

(氏 名) 様

京都市長 印

弁明の機会の付与通知書

所在地又は行為の場所

名称又は行為の内容

施設区分

上記 について不利益処分を行うに当たり、行政手続法第13条第1項第2号（行政手続条例第14条第1項第2号）の規定により弁明の機会の付与しますので、同法第30条（同条例第29条）の規定に基づき下記の事項について通知します。

なお、弁明をするときは、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してください。

記

- 1 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- 2 不利益処分の原因となる事実
- 3 弁明書の提出先及び提出期限

(1) 提出先 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450-2
京都市消防局予防部指導課（電話 ー ）

(2) 提出期限 年 月 日

教示

- 1 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
- 2 弁明を行うに当たり、代理人を選任することができます。この場合においては、代理人を選任した旨の書面を提出してください。
なお、選任した代理人を解任するときも、同様とします。

第16号様式（第18条関係）

受領書

（宛先）京都市長

住 所

氏 名

㊞

年 月 日付け京都市達消第 号警告書（命令書，許可取消書，
戒告書，代執行令書，代執行費用納付命令書）を 年 月 日に受領しま
した。

（消防局予防部）